

認知症対応型共同生活介護事業者への家賃等助成事業Q & A (グループホーム利用者向け)

※当Q & Aでは、「認知症対応型共同生活介護」という名称については、一律「GH」と記載しています。

1 この事業について

問1 この事業は、どのようなものですか。

(答) この事業は家賃、食費、光熱水費の費用負担が困難な低所得の方の負担軽減を行うGH事業者(以下「事業者」という。)に対して、助成を行うことで、在宅生活が困難な認知症の高齢者で低所得の方の住まいが確保されることを目的としています。

利用者は、この事業の登録を行っている事業者から家賃・食費・光熱水費の利用者負担額を軽減したサービスを受けることが可能になります。

問2 軽減の対象となる費用は何ですか。

(答) 介護保険給付の対象外であるGHの家賃、食費、光熱水費が対象です。

なお、事業者の判断で、家賃、食費、光熱水費のうち特定の費用に特化した軽減を行うことも可能です。

問3 この事業を利用することで、軽減される額はいくらになりますか。

(答) 利用者には、事業者が定めた額が軽減されますが、上限は1人につき、月3万円とします。(月途中の入居等により、軽減を行う額が月3万円に満たない場合があります。)

問4 この事業の対象となる事業者はどのような条件が必要ですか。

(答) 次のすべての要件を満たすGH(介護予防を含む)が対象です。

- (1) 負担軽減を行うGH事業所が本市内に所在する。
- (2) 費用負担が困難な低所得の方に家賃、食材料費及び光熱水費の負担額の軽減を行っている(行う予定である)。
- (3) 市から本事業の登録の承認を受けている。

問5 この事業の登録承認を受けている事業所を確認する方法はありますか。

(答) 「介護情報サービスかながわ」(<https://kaigo.rakuraku.or.jp/>) → 「介護事業所検索」の市区町村 / 介護サービスから検索を押す。

グループホーム (介護予防) 認知症対応型共同生活介護) に☑を入れて→この条件で検索するを押す→事業所の名前を押す→事業所概要を押す→アコーディオン表示が開くので、「利用料金等」の項目にて「川崎市認知症対応型共同生活介護事業者への家賃等助成事業登録の有無 あり」を確認できます(登録がある事業所のみ)。

問6 GHの短期利用は対象になりますか。

(答) 対象外です。

問7 なぜ利用者に直接ではなく、事業者に助成を行うのですか。

(答) この事業は、国の地域支援事業を活用して行うものであり、国の地域支援事業実施要綱において「家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う。」と定められているため、事業者に助成を行います。

問8 事業者に助成するという事は、利用者には助成されないのですか。

(答) 事業者が負担軽減対象要件を満たしている利用者の居住費、食費、光熱水費を軽減していることが助成の条件ですので、利用者からのGHへの支払額を間接的に軽減する仕組みとしています。

2 この事業の対象者について

問1 この事業の対象となる負担軽減を受けられる要件は何ですか。

(答) 次の①又は②の要件のいずれかすべてを満たす方が対象になります。

- ①・介護保険料を滞納していないこと
 - ・市区町村民税世帯非課税であること
 - ・年間の収入が単身世帯で150万円以下(世帯員1人増毎に50万円加算)であること
 - ・預貯金等の額が単身世帯で350万円以下(世帯員1人増毎に100万円加算)であること
 - ・活用できる資産がないこと
 - ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと

- ②・介護保険料を滞納していないこと
 - ・市区町村民税世帯非課税であること
 - ・世帯の実収入見込額が、生活保護法に規定する基準生活額(第1類、第2類及び障害者加算を合算した額)に満たないこと
 - ・預貯金等の額が単身世帯で300万円以下(世帯員1人増毎に150万円加算)であること
 - ・活用できる資産がないこと
 - ・負担能力のある親族等に扶養されていないこと

問2 生活保護を受給している場合は対象になりますか。

(答) 対象外です。

問3 この事業の対象利用者となるためには、どのような手続きが必要ですか。

(答) 住所地の区役所・地区健康福祉ステーションあてに、「負担軽減対象確認申請書」等を提出し、「負担軽減対象確認証」(以下「確認証」という。)の交付を受ける必要があります。

問4 確認証交付申請の際に必要な書類は何ですか。

(答) 「負担軽減対象確認申請書」(様式5)のほか、世帯全員の収入、資産がわかるもの等、その他に提出していただく書類があります。利用者の状況により異なりますので、提出書類の詳細は、事前に提出先の区役所高齢・障害課又は地区健康福祉ステーション認定給付担当にお問い合わせください。

【電話番号】 (川崎区) 044-201-3282 (大師地区) 044-271-0161
(田島地区) 044-322-1996 (幸区) 044-556-6689
(中原区) 044-744-3136 (高津区) 044-861-3269
(宮前区) 044-856-3238 (多摩区) 044-935-3187
(麻生区) 044-965-5146

問5 確認証の交付申請はGH入居前でも可能ですか。

(答) 可能です。

ただし、利用する予定GHが、この事業の登録事業所となっていない場合、軽減を受けることができませんので、御注意ください。

問6 事業者が代行申請できますか。

(答) 利用者本人が認知症等のため申請できず、家族もいない等の理由がある場合は可能です。

ただし、課税状況や預貯金等の個人情報が必要とするため、取扱いには十分な注意が必要となります。

問7 この事業の対象者になれば、必ず費用の負担軽減が受けられますか。

(答) この事業は、「負担軽減を行う事業所」に対して助成するものですので、実際に当事業の対象事業者に登録するかどうかは、それぞれの事業者の判断によります。

問8 確認証の有効期限はいつまでですか。

(答) 申請のあった月の初日からその日の属する年の7月31日までを有効期間として認定します。ただし、8月から12月までの間に申請があった場合は、申請のあった年の翌年7月31日までです。

【当Q&Aに関する問合せ先】

当事業への問合せについては、コールセンターで受け付けます。

電話番号：0570-000-507

(月～金曜日 8:30～17:15。祝日、12/29～1/3を除く。)